



令和6年5月13日

各 位

上場会社名 株式会社 高田工業所  
代 表 者 代表取締役社長 高田 寿一郎  
(コード番号 1966 東証スタンダード市場)  
問 合 せ 先 総務部長 高原 哲也  
(TEL. 093-632-2631)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、令和6年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、令和6年6月21日開催予定の第77回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 令和6年1月26日開催の臨時株主総会における自己株式(優先株式)の取得決議及び同総会終了後の取締役会決議に基づき、令和6年2月2日付でB種株式1,500,000株(発行済B種株式の全株式)を株式会社福岡銀行より取得し、同年2月5日付で同株式を消却いたしました。これにより、発行済優先株式の全株式が消却されましたので、不要となります優先株式に関する条項、文言並びに別紙の削除等を行うものであります。

(2) その他、上記変更に伴う条数変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	令和6年6月21日
定款変更の効力発生予定日	令和6年6月21日

以 上

(下線は 変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数と種類)</p> <p>第6条 当社が発行する株式の総数は、<u>51,383,800株とし、このうち、41,383,800株を普通株式、5,000,000株をB種株式、4,000,000株をD種株式、1,000,000株をE種株式とする。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社が<u>普通株式、B種株式、D種株式およびE種株式</u>の単元株式数は、100株とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第2章の2 優先株式</u></p> <p>(B種株式の議決権)</p> <p>第14条 <u>B種株式を有する株主(以下「B種株主」という。)</u>は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(B種株式への優先配当金)</p> <p>第14条の2 <u>当社は、定款に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種株主またはB種株式の登録株式質権者(以下「B種登録株式質権者」という。)</u>に対し、<u>当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)</u>または<u>普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)</u>に先立ち、<u>B種株式1株につき年80円を上限として、B種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額(ただし、A種株式の取得請求によって発行されるB種株式については、A種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額)の剰余金の配当(以下「B種優先配当金」という。)</u>を、<u>分配可能額がある限り必ず支払う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ただし、配当金額の計算は、円位未満小</u></p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社が発行する株式の総数は、<u>41,383,800株とする。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</u></p> <p><u>2. 当社は、定款に定める金銭の分配を行うときは、B種株主またはB種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種株式1株につきB種優先配当金の2分の1を上限として、B種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額（ただし、A種株式の取得請求によって発行されるB種株式については、A種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額）の金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を支払う。</u></p> <p><u>3. B種優先中間配当金が支払われた場合においては、本条第1項のB種優先配当金の支払いは、B種優先中間配当金を控除した額による。</u></p> <p><u>4. B種株式に対する配当が、当該事業年度において本条第1項の金額に達しない場合であっても、その差額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p><u>5. B種株式に対しては、本条第1項に規定するB種優先配当金の額を超えては配当しない。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(B種株式への残余財産分配)</u></p> <p><u>第14条の3 当社は、残余財産を分配するときは、B種株主またはB種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種株式1株につき800円を支払う。</u></p> <p><u>2. B種株式に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(B種株式の取得請求とD種株式およびE種株式の交付)</u></p> <p><u>第14条の4 B種株主は、平成21年3月23日以降いつでも、当社に対し、B種株式の取得を請求することができる。この場合、当社</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>は、B種株式5株を取得するのと引換えに、当該B種株主に対し、D種株式4株およびE種株式1株を交付する。なお、取得請求は、5の整数倍のB種株式をもって行わなければならない。</u></p>	
<p><u>(B種株式の取得請求と現金の交付)</u></p>	
<p><u>第14条の5 B種株主は、平成20年9月20日以降、毎年7月1日から7月31日までの期間（以下「取得請求可能期間」という。）において、当会社に対し、B種株式の取得を請求することができる。この場合、当会社は、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、取得請求期間満了の日から1ヶ月以内に、分配可能額の範囲内において、当該B種株主またはB種登録株式質権者に対し、1株につき800円を交付する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(B種株式の任意取得)</u></p>	
<p><u>第14条の6 当会社は、いつでも法令に従って、B種株主との合意により、分配可能額をもって、B種株式を取得し、取締役会決議によって、これを消却することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(D種株式の議決権)</u></p>	
<p><u>第15条 D種株式を有する株主（以下「D種株主」という。）は、株主総会において議決権を有しない。</u></p>	(削 除)
<p><u>(D種株式への優先配当金)</u></p>	
<p><u>第15条の2 当会社は、定款に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録されたD種株主またはD種株式の登録株式質権者（以下「D種登録株式質権者」という。）に対し、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>録株式質権者に先立ち、D種株式1株につき年80円を上限として、D種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額（ただし、B種株式の取得請求によって発行されるD種株式については、B種株式の発行に際して定められた額）の剰余金の配当（以下「D種優先配当金」という。）を、分配可能額がある限り必ず支払う。</u></p> <p><u>ただし、配当金額の計算は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</u></p> <p><u>2. 当社は、定款に定める金銭の分配を行うときは、D種株主またはD種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、D種株式1株につきD種優先配当金の2分の1を上限として、D種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（以下「D種優先中間配当金」という。）を支払う。</u></p> <p><u>3. D種優先中間配当金が支払われた場合においては、本条第1項のD種優先配当金の支払いは、D種優先中間配当金を控除した額による。</u></p> <p><u>4. D種株式に対する配当が、当該事業年度において本条第1項の金額に達しない場合であっても、その差額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p><u>5. D種株式に対しては、本条第1項に規定するD種優先配当金の額を超えては配当しない。</u></p> <p><u>（D種株式への残余財産分配）</u></p> <p><u>第15条の3 当社は、残余財産を分配するときは、D種株主またはD種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、D種株式1株につき800円を支払う。</u></p> <p><u>2. D種株式に対しては、前項のほか、残余財</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>産の分配を行わない。</u></p> <p><u>(D種株式の取得請求と現金の交付)</u></p> <p><u>第15条の4 D種株主は、平成21年3月23日以降、毎年7月1日から7月31日までの期間（以下「取得請求可能期間」という。）において、D種株式の取得を請求することができる。</u></p> <p><u>この場合、当社は、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、取得請求可能期間満了の日から1ヶ月以内に、分配可能額の範囲内において、当該D種株主またはD種登録株式質権者に対し、1株につき1,000円を交付する。</u></p> <p><u>2. 前項および第16条の6第1項にかかわらず、前項により取得請求されたD種株式への交付金額総額と第16条の6第1項に基づいて強制取得されるE種株式への交付金額総額の合計額が前項の分配可能額の上限金額を超える場合、当社は、前項により取得請求されたD種株式の株式数にかかわらず、当該分配可能額の上限金額の限度内において、D種株式4株に対しE種株式1株の割合にてD種株式とE種株式を取得するものとし、当該D種株主またはD種登録株式質権者に対しては1株につき1,000円を交付し、且つ、当該E種株主またはE種登録株式質権者に対しては、1株につき取得時の時価と第16条の7に定める額（以下「E種基準価額」という。）との差額の7%に、800円をE種基準価額で除して得られる数を乗じた額の5倍の額の金員を交付する。ただし、E種株式1株に対し交付される金員の上限は1,000円とする。</u></p> <p><u>(D種株式の強制取得)</u></p> <p><u>第15条の5 当社は、平成21年3月23日以降、毎年8月1日（当日が土日祝日の場合は翌</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>営業日とする。以下「強制取得可能日」という。）に、D種株主またはD種登録株式質権者の意思にかかわらず、D種株式を取得することができる。この場合、当社は、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、分配可能額の範囲内において、当該D種株主またはD種登録株式質権者に対し、1株につき1,000円を交付する。</u></p> <p><u>2. 前項の取得がD種株式の一部取得に留まる場合、各D種株主またはD種登録株式質権者から取得する株式数（1株未満切捨）は次の計算式により定めるものとする。</u></p> <p><u>各D種株主またはD種登録株式質権者から取得する株式数＝当該D種株主またはD種登録株式質権者が有する株式数×強制取得対象D種株式総数／発行済D種株式総数</u></p> <p><u>（D種株式の任意取得）</u></p> <p><u>第15条の6 当社は、いつでも法令に従って、D種株主との合意により、分配可能額をもって、D種株式を取得し、取締役会決議によって、これを消却することができる。</u></p> <p><u>（E種株式の議決権）</u></p> <p><u>第16条 E種株式を有する株主(以下「E種株主」という。)は、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p><u>（E種株式への優先配当金）</u></p> <p><u>第16条の2 当社は、定款に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録されたE種株主またはE種株式の登録株式質権者（以下「E種登録株式質権者」という。）に対し、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、E種株式1株につ</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>き年80円を上限として、E種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額（ただし、B種株式の取得請求によって発行されるE種株式については、B種株式の発行に際して定められた額）の剰余金の配当（以下「E種優先配当金」という。）を、分配可能額がある限り必ず支払う。</u></p> <p><u>ただし、配当金額の計算は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</u></p> <p><u>2. 当社は、定款に定める金銭の分配を行うときは、E種株主またはE種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、E種株式1株につきE種優先配当金の2分の1を上限として、E種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（以下「E種優先中間配当金」という。）を支払う。</u></p> <p><u>3. E種優先中間配当金が支払われた場合においては、本条第1項のE種優先配当金の支払いは、E種優先中間配当金を控除した額による。</u></p> <p><u>4. E種株式に対する配当が、当該事業年度において本条第1項の金額に達しない場合であっても、その差額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p><u>5. E種株式に対しては、本条第1項に規定するE種優先配当金の額を超えては配当しない。</u></p> <p><u>（E種株式への残余財産分配）</u></p> <p><u>第16条の3 当社は、残余財産を分配するときは、E種株主またはE種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、E種株式1株につき800円を支払う。</u></p> <p><u>2. E種株式に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(E種株式の取得請求と新株予約権の交付)</u>  第16条の4 E種株主は、平成21年から令和15年までの間、毎年取得請求可能期間において、E種株式の取得を請求することができる。この場合、当社は、取得請求期間満了の日から1ヶ月以内に、当該E種株主またはE種登録株式質権者に対し、E種株式1株につき、別紙「新株予約権の内容および数」に定める内容の新株予約権5個を交付する。</p>	(削 除)
<p><u>(E種株式の取得請求と現金の交付)</u>  第16条の5 E種株主は、令和16年以降については、毎年取得請求可能期間において、E種株式の取得を請求することができる。この場合、当社は、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、取得請求期間満了の日から1ヶ月以内に、分配可能額の範囲内において、当該E種株主またはE種登録株式質権者に対し、1株につき、取得時の時価とE種基準価額との差額の7%に、800円をE種基準価額で除して得られる数を乗じた額の5倍の額の金員を交付する。ただし、E種株式1株に対し交付される金員の上限は1,000円とする。</p>	(削 除)
<p><u>(E種株式の強制取得)</u>  第16条の6 当社は、第15条の4に基づきD種株主からD種株式の取得請求がなされた場合、E種株主またはE種登録株式質権者の意思にかかわらず、取得請求がなされたD種株式の数の4分の1の数のE種株式を取得することができる。この場合、当社は、D種株式の取得請求がなされた事業年度の前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、分配可能額</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>の範囲内において、当該E種株主またはE種登録株式質権者に対し、1株につき、取得時の時価とE種基準価額との差額の7%に、800円をE種基準価額で除して得られる数を乗じた額の5倍の額の金員を交付する。ただし、E種株式1株に対し交付される金員の上限は1,000円とする。</u></p> <p>2. <u>第15条の4第1項および前項にかかわらず、取得請求されたD種株式への交付金額総額と前項に基づいて強制取得されるE種株式への交付金額総額の合計額が前項の分配可能額の上限金額を超える場合、当社は、第15条の4に基づき取得請求されたD種株式の株式数にかかわらず、当該分配可能額の上限金額の限度内において、D種株式4株に対しE種株式1株の割合にてD種株式とE種株式を取得するものとし、当該D種株主またはD種登録株式質権者に対しては1株につき1,000円を交付し、且つ、当該E種株主またはE種登録株式質権者に対しては、1株につき取得時の時価とE種基準価額との差額の7%に、800円をE種基準価額で除して得られる数を乗じた額の5倍の額の金員を交付する。ただし、E種株式1株に対し交付される金員の上限は1,000円とする。</u></p> <p>3. <u>前2項の取得がE種株式の一部取得に留まる場合、各E種株主またはE種登録株式質権者から取得する株式数（1株未満切捨）は次の計算式により定めるものとする。</u></p> <p><u>各E種株主またはE種登録株式質権者から取得する株式数＝当該E種株主またはE種登録株式質権者が有する株式数×強制取得対象E種株式総数／発行済E種株式総数</u></p> <p>4. <u>前条および本条の取得時の時価とは、毎年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を指すものとする。</u></p> <p><u>(E種基準価額)</u></p> <p><u>第16条の7の1 E種基準価額は、第16条の5または第16条の6第1項に基づき当社がE種株式を取得する年の4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。ただし、前記の平均値が、146.7円(以下「E種上限価額」という。)を超えたときはE種上限価額を、E種上限価額の2分の1を下回ったときはE種上限価額の2分の1を、E種基準価額とする。</u></p> <p><u>2. 前項にかかわらず、当社がE種株式を平成25年9月20日から平成26年3月31日までの間に取得することとなった場合、E種基準価額は146.7円とする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p><u>(E種基準価額の調整)</u></p> <p><u>第16条の7の2 平成21年3月19日以降に次のaないしcのいずれかに該当する事情が生じた場合には、E種基準価額の算定にあたり、E種基準価額を次に定める算式(以下「E種基準価額調整式」という。)により調整する。</u></p> $\text{調整後E種基準価額} = \frac{\text{調整前E種基準価額} \times \left( \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p><u>a E種基準価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む)</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>b <u>株式の分割により普通株式を発行する場合</u></p> <p>c <u>E種基準価額調整式に使用する時価を下回る価額で普通株式を取得できる新株予約権を発行する場合またはE種基準価額調整式に使用する時価を下回る価額で普通株式を引換えとして交付することを内容とする取得請求権付株式を発行する場合（B種株式の取得請求によりD種株式、E種株式を発行する場合を除く）</u></p> <p>2. <u>前項 a から c に掲げる場合の他、合併、資本の減少または普通株式の併合などによりE種基準価額の調整を必要とする場合には、合併比率、資本の減少の割合、併合割合などに即して、取締役会が適当と判断する価額に変更する。</u></p> <p>3. <u>E種基準価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後E種基準価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</u></p> <p>4. <u>E種基準価額調整式に使用する調整前E種基準価額は、調整後E種基準価額を適用する前日において有効なE種基準価額とし、また、E種基準価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は調整後E種基準価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。</u></p> <p><u>（E種株式の任意取得）</u></p> <p><u>第16条の8 当社は、いつでも法令に従って、E種株主との合意により、分配可能額をも</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>って、E種株式を取得し、取締役会決議によ って、これを消却することができる。</u></p>	
<p><u>(優先順位)</u></p>	(削 除)
<p><u>第17条 B種株式、D種株式およびE種株式の優 先配当金、優先中間配当金ならびに残余財 産の分配の支払順位は同順位とする。</u></p>	
<p><u>第18条～第57条 (条文省略)</u></p>	<u>第14条～第53条 (現行どおり)</u>
<p><u>(定款別紙)</u></p>	(削 除)
<p><u>新株予約権の内容および数</u></p>	(削 除)
<p><u>① 新株予約権の目的たる株式の種類および数、 またはその数の算定方法</u></p>	(削 除)
<p><u>当社は、新株予約権1個につき、800円を② に定める額(以下「基準価額」という。)で除し て得られる数の当会社普通株式を交付する。</u></p>	(削 除)
<p><u>② 基準価額</u></p>	(削 除)
<p><u>ア 新株予約権の権利行使が平成25年9月20 日から平成26年3月31日までの間に行われ た場合、146.7円(以下「当初基準価額」とい う。)を基準価額とする。新株予約権の権利行 使が平成26年4月1日以降に行われた場合 については、毎年4月1日に先立つ45取引日 目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取 引所の開設する市場における当会社の普通株 式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含 む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位 未満小数第2位まで算出し、その小数第2位 を四捨五入する。)を、同年4月1日より翌年 3月31日まで1年間に権利行使する場合の 基準価額とする。ただし、前記の平均値が、当 初基準価額を超えたときは当初基準価額を、 当初基準価額の2分の1を下回ったときは当</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>初基準価額の2分の1を、基準価額とする。</u></p> <p><u>イ 次の a ないし c のいずれかに該当する事情が生じた場合には、基準価額の算定にあたり、基準価額を次に定める算式(以下「基準価額調整式」という。)により調整する。</u></p> $\text{調整後基準価額} = \text{調整前基準価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p><u>a 基準価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む）</u></p> <p><u>b 株式の分割により普通株式を発行する場合</u></p> <p><u>c 基準価額調整式に使用する時価を下回る価額で普通株式を取得できる新株予約権を発行する場合または基準価額調整式に使用する時価を下回る価額で普通株式を引換として交付することを内容とする取得請求権付株式を発行する場合</u></p> <p><u>ウ イ a から c に掲げる場合の他、合併、資本の減少または普通株式の併合などにより基準価額の調整を必要とする場合には、合併比率、資本の減少の割合、併合割合などに即して、取締役会が適当と判断する価額に変更する。</u></p> <p><u>エ 基準価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後基準価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</u></p> <p><u>オ 基準価額調整式に使用する調整前基準価額は、調整後基準価額を適用する前日において有効な基準価額とし、また、基準価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>合は調整後基準価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。</u></p>	
<p>③ <u>発行する新株予約権の総数</u> <u>5,000,000 個を上限とする。</u></p>	(削 除)
<p>④ <u>新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否</u> <u>金銭の払込を要しない。</u></p>	(削 除)
<p>⑤ <u>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法</u> <u>1株当たりの払込金額を基準価額(以下「払込金額」という。)とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、この払込金額に①に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。</u></p>	(削 除)
<p>⑥ <u>新株予約権の権利行使期間</u> <u>平成25年9月20日から令和15年9月19日まで(20年間)</u></p>	(削 除)
<p>⑦ <u>新株予約権行使の条件</u> <u>新株予約権の抵当・質入、その他の処分は認めない。</u></p>	(削 除)
<p>⑧ <u>増加する資本金および資本準備金に関する事項</u> <u>ア 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切上げた額とする。</u> <u>イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項ア記載の資本金等増加限度額から本項アに定</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>める増加する資本金の額を減じた額とする。</u></p> <p>⑨ <u>新株予約権の取得条項</u></p> <p>ア <u>当社は、平成 21 年から平成 25 年までの間、毎年 8 月 1 日(当日が土日祝日の場合は翌営業日とする。)に、新株予約権者の意思にかかわらず、新株予約権を取得することができる。この場合、当社は、当該新株予約権者に対し、新株予約権 1 個につき、取得時の時価と 146.7 円との差額の 7%に 800 円を 146.7 円で除して得られる数を乗じて算出される額の金員を交付する。ただし、新株予約権 1 個に対し交付される金員の上限は 200 円とする。</u></p> <p>イ <u>前項の取得が新株予約権の一部取得に留まる場合、各新株予約権者から取得する新株予約権の個数(1 個未満切捨)は次の計算式により定めるものとする。</u></p> $\frac{\text{各新株予約権者から取得する新株予約権の個数} \times \text{強制取得対象新株予約権総数}}{\text{発行済新株予約権総数}}$ <p>ウ <u>取得時の時価とは、8 月 1 日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)とする。</u></p> <p>⑩ <u>組織再編時の取扱い</u></p> <p><u>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホま</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p><u>でに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</u></p> <p><u>ア 交付する再編対象会社の新株予約権の数</u>  <u>組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</u></p> <p><u>イ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</u>  <u>再編対象会社の普通株式とする。</u></p> <p><u>ウ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</u>  <u>組織再編行為の条件等を勘案の上、第①項に準じて決定する。</u></p> <p><u>エ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</u>  <u>交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。</u></p> <p><u>オ 新株予約権を行使することができる期間</u>  <u>第⑥項に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、第⑥項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</u></p> <p><u>カ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項</u>  <u>第⑧項に準じて決定する。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>キ 譲渡による新株予約権の取得の制限</u>  <u>譲渡による新株予約権の取得については、</u>  <u>再編対象会社の承認を要するものとする。</u></p> <p><u>ク 再編対象会社による新株予約権の取得</u>  <u>第⑨項に準じて決定する。</u></p> <p>⑪ <u>端数の処理</u>  <u>新株予約権を行使した新株予約権者に交付す</u>  <u>る株式の数に1株に満たない端数がある場合に</u>  <u>は、会社法第283条の定めに従うものとする。</u></p> <p>⑫ <u>新株予約権証券の発行</u>  <u>新株予約権証券は発行しない。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>以上</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

以 上